

宮野地域活動応援隊要綱

(名称)

第1条 宮野地域活動応援隊といい、事務局を山口市宮野地域交流センター（以下「センター」という。）におく。

(趣旨)

第2条 この要綱は、ボランティアの精神を基本とする地域活動に対し、宮野地域に関わりのある者が自らの意思により、自身の経験や知識・技能等を生かし、地域活動に貢献することを奨励するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「地域活動」とは、センター、みやの地域づくり協議会、宮野自治連合会及び宮野地区社会福祉協議会（以下「団体」という。）の活動をいう。

(登録資格)

第4条 この要綱において地域活動応援隊（以下「応援隊」という。）として登録の資格を有するものは、宮野地域に在住、在勤、在学する者（以下「宮野地域住民」という。）とする。

(登録)

第5条 宮野地域住民が応援隊として登録しようとするときは、氏名、住所、連絡先等の必要事項をセンターに提出するものとする。

2 センターは、登録申請の内容を確認し、応援隊の情報を登録するものとする。

3 センターは、前項の規定により登録した情報を提供する場合には、提供する情報がその目的以外に利用されることがないように、適切な措置を講じなければならない。

(活動の依頼)

第6条 地域活動に対する応援を応援隊に依頼しようとする団体は、応援隊として登録されている者に対し、活動内容等を伝える等十分な調整を図り、実施するものとする。

(登録の取消)

第7条 応援隊として登録されている者は、応援隊の登録の取消を求めるときは、

必要事項をセンターに提出するものとする。

- 2 センターは、前項の規定による取消の申出を受けたときは、応援隊の登録を取り消すものとする。

(報酬)

第8条 応援隊の活動は無報酬とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。